

# ドローンによる 医薬品配送に関する ガイドラインについて

ドローンによる荷物等の配送事業については、内閣官房及び国土交通省により公表されている「ドローンを活用した荷物等配送ガイドラインにおいて関係法令の整理等が公表されており、うち、医薬品の配送については、品質の確保、患者本人への確実な授与など、一般貨物以上に慎重を期す必要があるとして、厚生労働省が2021年6月22日に「ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて」に基づいて実証事業を実施するようにと通知しました。その後、実証事業の実施状況等を踏まえた改正ガイドラインが2023年3月16日に通知されました。

改正ガイドラインでは、ドローン配送で避けることとされていた麻薬・向精神薬・覚醒剤・覚醒剤原料・放射性医薬品及び毒薬など流通上厳格な管理が必要な品目について、「当面の間、ドローンを用いた配送は避けること」としながらも、災害時の緊急配送が必要な場合に認める方針が示されました。また、適用範囲について、「卸売販売業者が医療機関に配送する場合」が「卸売販売業者、店舗販売業者若しくは配置販売業者又は薬局が、医薬品販売業者、薬局又は医療機関に対して配送する場合」に、さらに、「薬局開設者又は医療機関の開設者」が「薬局又は医療機関」に表現が改められました。今後、実運用に向けて、全国各地で実証飛行が実施されていくことでしょう。

なお、梱包についての規定の変更はありません。

- ・ 温度管理、振動・衝撃などに対して医薬品の品質が保持されること
- ・ 複数の貨物を混載する場合、医薬品と医薬品以外のものを区別して梱包すること
- ・ 落下物の拾得者が開封できないような措置を講じるとともに、関係者以外は開封厳禁の旨及び拾得時の連絡先を記載
- ・ 服用する具体的な薬剤が第三者からわからないようにするなど患者のプライバシーに配慮

以上が必要とされています。